

大総務第 129 号  
令和 7 年 3 月 18 日

大阪市外郭団体評価委員会  
委員長 堀野 桂子 様

大阪市長 横山 英幸  
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

### 諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の市規則として制定している大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（平成 25 年大阪市規則第 160 号。以下「条例施行規則」という。）を次のとおり改正することについて、同条第 5 項の規定に基づき諮問します。

### 記

#### 1 改正内容

条例施行規則別表第 1 に掲げられている別紙記載の法人を外郭団体に該当しないものとして同表の規定から削除すること。

#### 2 改正理由

条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人の該当性を満たさないため。

#### 3 改正期日

令和 7 年 4 月 1 日

## 外郭団体の指定解除について

所管所属名	経済戦略局	団体名	(一財)大阪市文化財協会
-------	-------	-----	--------------

## I. 影響力に関する基準

○出資等の状況 (単位:千円)			
出資者・出えん者	払込額	出資・出えん比率	議決権比率
大阪市	10,000	50.0%	

○人的関与の状況 (単位:人)			
役員	令和4年7月	令和5年7月	令和6年7月
本市職員(派遣等)	0	0	0
本市職員(受嘱)	0	0	0
本市退職者(非公募)	0	0	1
従業員	令和4年7月	令和5年7月	令和6年7月
本市職員(派遣等)	1	1	1

○財政的支援の状況 (単位:千円)			
大阪市	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算見込)
補助金	0	0	0
負担金又は分担金	0	0	0
交付金	0	0	0
委託料 (公開の競争による選考以外)	67,703	126,502	50,999
貸付残高	0	0	0
損失補償	0	0	0

○影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人	有/無	無	
-----------------------------	-----	---	--

●関与の見直し状況等と今後の方針

本件団体は市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与することを目的としており、本市の役割を補完するために設置されたものであり、本市の外郭団体として事業経営への指導及び調整の下、埋蔵文化財発掘調査業務を確実に遂行するとともに、発掘調査研究成果を広く発信する等様々な取組を進めてきた。

その後、府市事業整理の一環として平成25年8月の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき、自治体監理への移行を前提に民間活力の導入や、類似の業務を行う(公財)大阪府文化財センターへ業務を継承し、令和6年度末までに当該団体の整理再編を行うこととなり、令和5年度には新体制移行後も本市の行政目的が達成できるよう、関係機関に事業継承を適正に進めることを目的に、外郭団体としての指定を継続してきた。

解散後も本市の埋蔵文化財行政を円滑に進めるため、関係機関との協議を踏まえ、事業継承及び事業継承に向けた職員の処遇や残余財産の整理といった課題解決に向けた取組を進め、これらの手続きが進展したことから、本件団体において令和6年6月26日に評議員会で、団体の存続期間を令和7年3月31日までとする定款変更が決議された。

その後も解散に向けた調整や手続きは順調に進捗し、本件団体が担ってきた埋蔵文化財発掘調査業務が円滑に実施されることや、その調査結果や保存した成果の活用とともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術などがそれぞれの継承先で適切に活用されることを所管所属としても確認していることから、定款に定めた存続期間である令和7年3月31日をもって本件団体は解散される予定である。

なお、本件団体解散後には清算人が設立されるが、専務理事兼事務局長(本市退職者)が本件団体の業務に関する知識・経験を持ち、かつ事業整理の方向性を熟知していることなどから、清算人に就任予定である。また、本市の行政目的である埋蔵文化財発掘調査業務の円滑な実施に加え、府市統合本部会議において整理された方向性に基づき本件団体の整理を進めるに当たり、府市及び関係機関との多岐にわたる協議とともに、協議内容を踏まえた事業継承に向け、特に市教育委員会との連携を密に行う必要があること等から派遣を行ってきた本市職員については、令和6年度をもって派遣を解消する。本件団体に委託してきた埋蔵文化財発掘調査業務は、本件団体解散後は業務継承先等が担うため、本市から本件団体への委託の必要性はなくなる。

Ⅱ. 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第2条第1項第1号に掲げる法人の該当性

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容	有/無	無
<p>これまで本件団体が担ってきた埋蔵文化財関連業務が、本市(教育委員会事務局文化財保護課)及び(公財)大阪府文化財センター等に適正に継承され、今後も円滑に実施されること、また、その調査結果や保存した成果の活用とともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術などがそれぞれの継承先で適切に活用されることを所管所属としても確認している。</p> <p>このため、令和7年度以降は本件団体を通じて本市施策を達成する必要はない。</p>		

## 外郭団体の指定解除について

所管所属名	大阪港湾局	団体名	(株)大阪港トランスポートシステム
-------	-------	-----	-------------------

## I. 影響力に関する基準

○出資等の状況 (単位:千円)			
出資者・出えん者	払込額	出資・出えん比率	議決権比率
大阪市	4,173,800	69.6%	69.6%

○人的関与の状況 (単位:人)			
役員	令和4年7月	令和5年7月	令和6年7月
本市職員(派遣等)	1	1	1
本市職員(受嘱)	0	0	0
本市退職者(非公募)	0	0	0
従業員	令和4年7月	令和5年7月	令和6年7月
本市職員(派遣等)	0	0	0

○財政的支援の状況 (単位:千円)			
大阪市	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金	0	0	0
負担金又は分担金	2,100,000	900,000	2,490,000
交付金	0	0	0
委託料 (公開の競争による選考以外)	0	0	0
貸付残高	0	0	0
損失補償	0	0	0

○影響力が本市と同等以上であると考えられる個人又は法人	有/無	無	
-----------------------------	-----	---	--

●関与の見直し状況等と今後の方針
<p>・出資については、その目的が当初から変更なく、また開業した北港テクノポート線(南ルート部分)においても鉄道の事業運営及び施設の維持管理を行う必要があるため、今後も引き続き関与を継続する予定である。</p> <p>・人的関与については、当該団体は、第三種鉄道事業者として鉄道施設の維持管理を行っており、これまで蓄積してきたノウハウがあることから、本市が監理する必要はないものの、鉄道事業の安定化に向け、引き続き役員を就任させることにより、強力な指導力を発揮し、責任をもって高度な経営判断を行う必要性がある。</p> <p>・財政的関与については、北港テクノポート線整備にかかる開発者負担金として令和3年度から令和6年度の間支出してきたが、夢洲駅南西出入口部分についてはIR事業の進捗に合わせて整備を行うため、令和11年度(予定)に開発者負担金の支出が見込まれている。</p> <p>なお、夢洲への鉄道アクセスにかかる整備の方向性を検討するために開催されている夢洲アクセス鉄道に関する検討会において、整備する鉄道路線が決定した場合には、当該団体が担う役割に応じて、改めて本市の監理の必要性について検討する必要がある。</p>

Ⅱ. 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第2条第1項第1号に掲げる法人の該当性

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第6条第4項各号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容	有/無	有
本市臨海部における交通需要に対応する輸送手段となる鉄道路線として整備した北港テクノポート線のうち、夢洲地区への主要な輸送手段となる鉄道路線である南ルート部分の安定的な運行を行うこと。		
2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の行政目的又は施策を達成することが困難である理由	有/無	有
○大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号アのうちの該当する規定 (ア) 実施することができる他の民間の主体(営利法人、公益法人、NPO等をいう。以下同じ。)が見いだし難いもの。		
○理由 鉄道の事業運営を行うことができるのは、鉄道事業法に基づいて国土交通省から許可を受けた法人等に限定されており、当該法人が、北港テクノポート線(南ルート部分)の第一種鉄道事業者としての事業許可を得ているため。		
3 1の行政目的又は施策を達成するために当該法人に求める役割	有/無	有
北港テクノポート線(南ルート部分)の整備にあたり調達した資金について、策定された返済計画に基づき確実に返済を行うとともに、引き続き本市や大阪市高速電気軌道株式会社と連携し、2025年1月に開業した、夢洲地区への主要な輸送手段となる北港テクノポート線(南ルート部分)の安定的な鉄道事業運営及び鉄道施設の維持管理を行うこと。		
4 当該法人に3の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることの必要性	有/無	無
ア 当該法人が実施する本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性 当該法人は、現在も大阪港～トレードセンター前間について、第三種鉄道事業者として鉄道施設の維持管理を行っており、これまで蓄積してきた事業経営のノウハウがあることから、自主的に南ルート部分の維持管理を実施することができるため、外郭団体への指定による当該法人の事業経営に対する指導及び調整の必要性はない。		